

子育て支援医療助成制度の推移

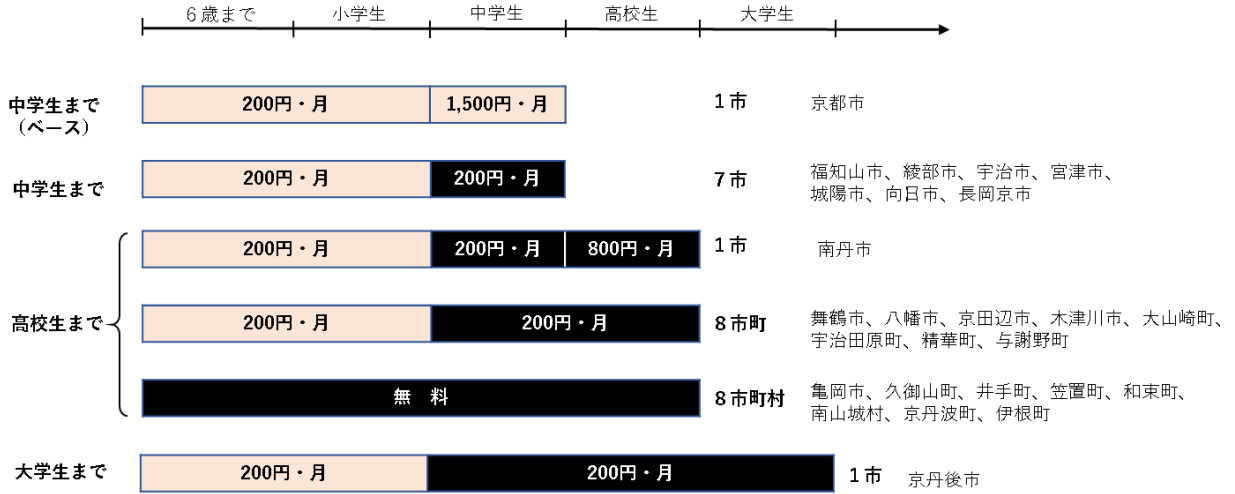
資料 3

対象年齢	就 学 前							小学1～6年生	中学1～3年生
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		
平成5年10月～	入院	1医療機関 200円/月							
	通院	1医療機関 200円/月							
平成8年12月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月							
平成11年1月～	入院	1医療機関 200円/月							
	通院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
平成15年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		8,000円/月					
平成19年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		3,000円/月					
平成24年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		3,000円/月					
平成27年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		3,000円/月					
令和元年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		1,500円/月					
令和5年9月～	入院	1医療機関 200円/月		← 拡大 →					
	通院	1医療機関 200円/月		1医療機関 200円/月				1,500円/月	

.....拡充部分を着色

京都府内の子育て支援医療助成制度（通院）の状況

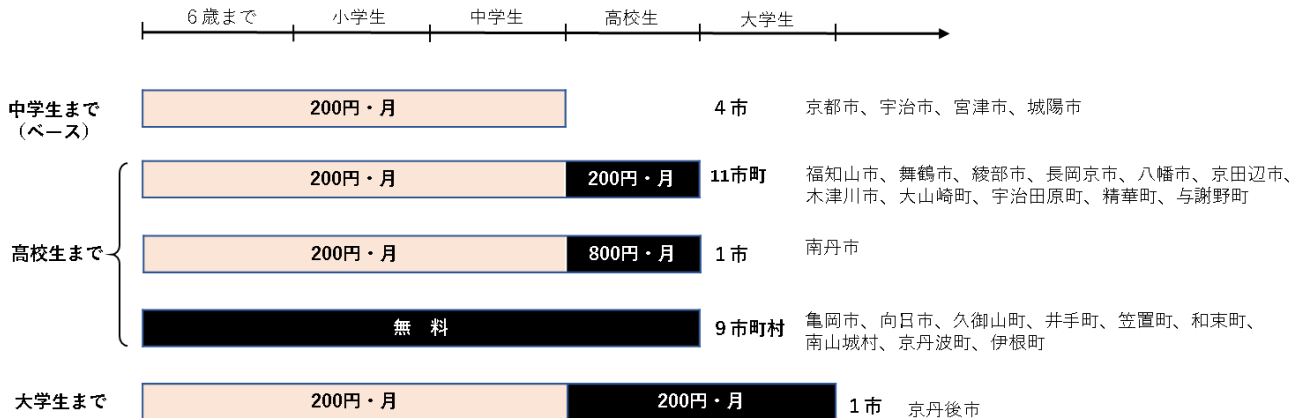
中学生までが8市、高校生までが17市町村、大学生までが1市



令和6年10月1日現在

京都府内の子育て支援医療助成制度（入院）の状況

中学生までが4市、高校生までが21市町村、大学生までが1市



令和6年10月1日現在

市町村別若年層人口（令和5年1月1日時点）

(人)

年齢	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳
京都市	43,970	51,329	54,434	60,408	83,784	78,515
福知山市	3,053	3,376	3,463	3,579	3,767	3,604
舞鶴市	2,651	3,178	3,510	3,875	4,096	3,376
綾部市	960	1,101	1,283	1,409	1,439	1,170
宇治市	5,779	7,082	8,319	9,402	9,739	7,986
宮津市	395	487	609	667	578	467
亀岡市	2,865	3,619	4,091	4,139	4,287	3,675
城陽市	2,324	2,855	3,212	3,326	3,468	3,034
向日市	2,334	2,712	2,635	2,774	2,627	2,502
長岡京市	3,385	3,855	3,973	3,976	3,957	3,703
八幡市	1,997	2,578	3,068	3,339	3,508	2,993
京田辺市	2,885	3,673	3,932	4,190	4,245	3,126
京丹後市	1,545	1,966	2,054	2,329	2,102	1,758
南丹市	857	1,094	1,217	1,291	1,655	1,192
木津川市	3,647	4,367	4,743	4,664	3,869	3,137
大山崎町	929	791	719	783	708	773
久御山町	442	557	690	767	984	849
井手町	183	197	243	290	363	327
宇治田原町	251	339	363	408	474	413
笠置町	8	15	22	15	30	34
和束町	62	84	94	117	116	73
精華町	1,178	1,699	1,916	2,135	2,193	1,467
南山城村	39	47	49	75	68	59
京丹波町	252	354	404	498	512	445
伊根町	68	68	57	46	59	54
与謝野町	513	729	793	937	752	648
計	82,572	98,152	105,893	115,439	139,380	125,380

(京都府調べ)

こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止

1. 現行制度

- 国民健康保険の減額調整措置は、自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額される場合、国民健康保険財政に与える影響や限られた財源の公平な配分等の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整している。
- 未就学児までを対象とする医療費助成については、すべての市町村において、何らかの助成が実施されていた実態を踏まえ平成30年度以降、減額調整措置の対象外としている。

2. こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

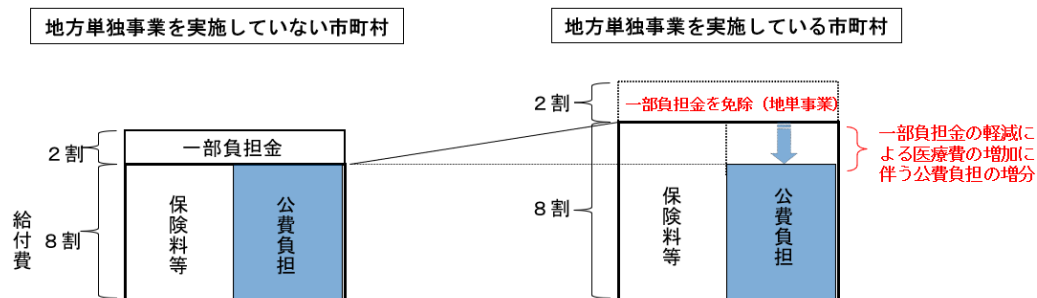
（3）医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、社会保障審議会医療保険部会などにおける意見も踏まえつつ検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

3. 見直し内容

- 全国の自治体における医療費助成の取組状況等を踏まえ、市町村の助成内容（自己負担や所得制限の有無等）を問わず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもの医療費助成に係る減額調整措置について、令和6年度から廃止した。（省令事項）

<減額調整措置のイメージ>



（参考）医療費助成の実施状況（令和4年度国民健康保険課調査）

対象	外来	入院
小学生	1,720 (98.8%)	1,741 (100.0%)
中学生	1,674 (96.2%)	1,723 (99.0%)
高校生	967 (55.5%)	1,046 (60.1%)
こども全体（高校生以下）	90.1%（人口比）	

※ 償還払いの場合は波及効果が生じないため、減額調整は行っていない。